

氷見市保育人材就労支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の児童福祉施設等に保育士等として新たに就労する者や保育・教育の専門的な知識や経験を活かして再就職を目指す者の就労を支援することにより安定的な保育人材の確保と保育サービスの充実を図ることを目的に、予算の範囲内において、保育人材就労支援補助金を交付するものとし、その交付については、氷見市補助金等交付規則（昭和44年規則第12号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 児童福祉施設等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所であって法第35条第4項の許可を得て市内に設置された民間保育所

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項の規定に基づき市内に設置された民間認定こども園

ウ 法第6条の3第12項の事業であって法第34条の15第2項の許可を得て市内に設置された事業所内保育所

エ 法第59条の2第2項の届出を行い市内に設置された認可外保育施設（法第6条の3第11項の居宅訪問型保育事業に類する事業を除く。）

オ 氷見市子ども・子育て支援事業計画に従って市内で地域子育て支援拠点事業を実施する事業所

(2) 保育士等 保育士、幼稚園教諭のいずれかの資格を有するもの又は保育教諭をいう。

(3) 満了日 交付申請時に勤務している児童福祉施設等に保育士等として雇用された日から起算して2年が経過する前日（満了日の算定においては、第4号に掲げる除算期間を除くものとする。）

(4) 除算期間 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 児童福祉施設等の就業規則等における無給の休暇等（産前産後休暇（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条に定める休暇をいう。）を除く。）を取得した期間

イ 児童福祉施設等を退職後1ヶ月以内に、別の児童福祉施設等に保育士等として雇用された場合における、離職期間

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 令和6年4月1日以降に児童福祉施設等に保育士等として新たに雇用された者、

または再度雇用された者であって、継続して2年を超える勤務が見込まれる者

ただし、児童福祉施設等において保育士等として雇用されていた者が他の児童福祉施設等へ再度雇用された場合、直近の離職した日から再度雇用されるまでの期間が1年以上あること。

- (2) 現に保育士等として従事し、週30時間以上勤務していること。
- (3) 納期が到達している市税及び保育料に未納がない世帯に属する者。ただし、市外に住所を有する申請者にあつては、納期が到達している市町村民税に未納がない者。
- (4) 補助金の返還が生じた場合の連帯保証人として、成人した親族等1人を立てることができる者
- (5) 過去にこの要綱による補助金又は氷見市ぶり奨学助成制度に関する条例（平成28年条例第24号）による助成金の交付を受けていないこと。ただし、市長が別に定める事由により氷見市保育人材就労支援補助金を返還した場合にあつては、この限りではない。

（補助金の額、回数及び交付時期）

第4条 補助金の額は、10万円とする。

2 補助金の交付回数は、1人につき1回を限度とし、交付決定の日から30日以内に交付するものとする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、氷見市保育人材就労支援補助金交付申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、児童福祉施設等に雇用された日から60日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 採用通知書
- (2) 雇用条件を証する書類（雇用契約証明書又は雇用期間及び勤務条件のわかる雇用契約書等）の写し
- (3) 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
- (4) 資格等を有することを証する書類の写し
- (5) 市町村民税に係る納税証明書又は非課税証明書（市外に住所を有する申請者に限る。）
- (6) 誓約書（様式第2号）
- (7) 口座振替による支払申出書
- (8) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請に基づき、内容を審査の上、補助金の交付の適否を決定し、氷見市保育人材就労支援補助金交付決定通知書（様式第3号）又は氷見市保育人材就労支援補助金交付却下通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（実績報告）

第7条 申請者は、満了日から10日以内に氷見市保育人材就労支援補助金実績報告書

(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第8条 市長は、申請者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは既に交付した補助金の全部の返還を申請者またはその連帯保証人に氷見市保育人材就労支援補助金返還命令書(様式第6号)により命ずるものとする。

- (1) 補助金の交付を受けた者が満了日を迎える日より前に退職したとき。(ただし、同一法人における市内児童福祉施設等間の異動及び退職後1ヶ月以内に市内の児童福祉施設等に保育士等として勤務した場合は継続就業とみなす。)
- (2) 補助金の交付を受けた者が提出した書類に虚偽又はその他不正があったとき。
- (3) 第3条に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が相当と認める事由があるとき。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、申請者にやむを得ない特別の事由があると認めるときは、補助金の返還を免除することができる。

(状況報告等)

第9条 申請者は、当該児童福祉施設等に雇用された日から満了日を迎えるまで、第8条第1項各号のいずれかに該当した場合及び勤務する児童福祉施設等を変更した場合は、氷見市保育人材就労支援補助金就労状況変更報告書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告(第8条第1項各号のいずれかに該当した場合を除く。)を受け、第2条第4号に規定する除算期間があるときは、氷見市保育人材就労支援補助金内容変更通知書(様式第8号)により、申請者に満了日の変更を通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による報告を受けたときは、氷見市保育人材就労支援補助金就労状況確認依頼書兼報告書(様式第9号)により、当該申請者を雇用している児童福祉施設等に報告事由の確認を依頼するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。